

ふじみ野市建設工事における特例監理技術者等の配置に係る取扱要領
(目的)

第1条 この要領は、ふじみ野市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号）（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置に係る取扱いについて必要な事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領において適用される市発注工事の範囲は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第53号）第2条に該当しないこと。
- (2) 入札公告、指名競争入札又は随意契約における通知（以下「入札公告等」という。）で特例監理技術者が配置不可とされていないこと。

(特例監理技術者の配置を認める条件)

第3条 前条に定める市発注工事において、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合に、特例監理技術者の配置を認めるものとする。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格したもの（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴若しくは経験により監理技術者の資格を有するものであること。この場合において、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。
- (3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 兼務する工事の発注者から、兼務することについて了解が得られていること。
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、ふじみ野市内で施工されるものであること。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(同一の特定監理技術者が兼務できる工事の数)

第4条 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、同時に2件までとする。

(兼務の手続)

第5条 受注者は、特例監理技術者の兼務を行う場合、発注者に特例監理技術者

の兼務届（様式第1号）を提出しなければならない。この場合において、市発注工事以外と兼務をする場合には、専任を必要とする監理技術者の兼務に係る照会兼回答書（様式第2号）により兼務する工事の発注者の承諾を得て添付しなければならない。

（特例監理技術者の配置を認めない市発注工事の明示）

第6条 特例監理技術者の配置を認めない場合は、入札公告等に記載し明示することを原則とする。

（適用除外）

第7条 次に掲げるいずれかの要件に該当する工事は、特例監理技術者の配置を認めないものとする。

(1) ふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱等で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事であるとき。

(2) 兼務する工事が維持工事（通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回が必要な工事等））同士であるとき。

（工事实績情報システムへの登録）

第8条 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、適切に工事实績情報システム（CORINS）への登録を行うものとする。

（施工体制の変更）

第9条 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼任に変わり、監理技術者補佐を新たに設置する等施工体制に変更が生じるときは、事前に市と協議し、必要な手続きを行うものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この要領は令和7年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、現に入札公告等を行っている工事又は契約済みの工事については、発注者との協議により、この要領の規定を適用することができる。

様式第 1 号（第 5 条関係）

(表)
専任を必要とする監理技術者の兼務届出書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住所
商号又は名称
代表者氏名 ㊟

下記のとおり、同一の専任の監理技術者が工事を兼務したいので届け出ます。
記

監理技術者氏名			
新たに配置する工事			
専任・非専任の区分	専任	非専任	※どちらかに○をつける
工事名			
工事場所			
請負予定金額			
工事期間	年 月 日～ 年 月 日		
監理技術者補佐氏名			
発注者、工事担当課			
既に配置している工事			
専任・非専任の区分	専任	非専任	※どちらかに○をつける
工事名			
工事場所			
請負予定金額			
工事期間	年 月 日～ 年 月 日		
監理技術者補佐氏名			
発注者、工事担当課			
工事担当者、電話番号			

(裏)

注意事項

- 1 本届出書は、契約締結前（落札候補者の時点）に提出すること。
- 2 本届出書は、監理技術者が2つの工事において両方とも専任が必要な場合又は一方が専任が必要かつ他方は専任が不要な場合に提出すること。
- 3 既に配置している工事の発注者に、兼務することについて内諾を得ること。
- 4 本届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容（官公庁以外の工事は、契約書及び工事の内容）が分かるものを添付すること。
- 5 本届出書を提出し発注者が確認をした後に、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出すること。
- 6 監理技術者補佐の必要な資格を証する書面の写し及び受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類を添付すること。

【発注者チェック欄】

- ① ☐ 既に配置している工事の発注者に兼務することの内諾を得ている
- ② ☐ 監理技術者補佐の資格要件
- ③ ☐ 工事实績情報システム（CORINS）登録状況

様式第 2 号（第 5 条関係）

専任を必要とする監理技術者の兼務に係る照会兼回答書	
工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 金 額	
監 理 技 術 者 氏 名	
上記工事は、監理技術者の専任規定を緩和して兼務を認める工事であるか否か伺います。 年 月 日 受注者等 所在地 商号又は名称 代表者（印又は署名）	

上記工事の、監理技術者については、 ・ 兼務を認めます。ただし、事前に兼務する工事の内容及び連絡先を報告してください。 ・ 兼務は認めません。 年 月 日 発注者 所在地 名称 監督員等の氏名（印又は署名）
